出雲市立中部小学校「学校いじめ防止基本方針」

１　いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等，当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

■いじめは，子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であると共に，人の尊厳を奪う重大な問題であり，絶対に許すことのできない行為である。
■いじめは，「どの子どもにも，どの学校でも起こりうる。」
■いじめを受けている児童を教職員が一丸となって守り抜く。

上記の３点を基本に，家庭や地域とも連携を図り，児童の実態に応じて取組を進める。

２　いじめ防止等に対する基本的な考え方

（１）いじめの未然防止

いじめの問題克服のためには，いじめを生まないための予防的措置が最も重要である。そのため本校では，教育活動全体を通して，自己有用感や充実感，規範意識を高め，豊かな人間性や社会性を育てていく。

（２）いじめの早期発見

いじめ問題解決のためには，早期発見・早期対応が重要である。日頃から何でも相談できるような信頼関係を築くとともに，何らかのいじめのサインを見逃すことなく察知し，解決に向けて早期に対応していく。

（３）いじめに対する早期対応

いじめを発見した時やいじめが疑われる場合は，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をとっていく。いじめを受けた児童の安全を最優先し，迅速に指導を行う。対応に当たっては，特定の教職員が抱え込まず，学校全体で組織的・継続的に対応し，場合によっては，地域や関係機関との連携を図っていく。また，学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

[ここに入力]

３　いじめ防止等のための組織

（１） 子どもを語る会

各学期に，全教職員で，支援や配慮を要する児童の現状や指導について，共通理解を図る。

（２） 職員会議での情報交換及び共通理解

毎週行う職員会議の際に，全教職員で，支援や配慮が必要な児童について，現状や指導等の情報交換及び共通理解を図る。

（３） 教育相談委員会（特別支援教育・生徒指導）

学習面・生活面・人間関係等に著しく困難さを抱える児童への支援方針や支援の経過・評価を協議検討し，共通理解を図る。管理職，生徒指導主任，いじめ対応コーディネーター，教務主任，特別支援教育コーディネーター，就学相談担当，養護教諭，該当学年担任で組織する。

４　いじめの未然防止のための取組

（１） 道徳教育，人権・同和教育の充実

「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為」であるという認識を児童がもつように，教育活動全体を通して，自他の生命や人権を尊重する心と態度を育てる。

（２） 学級経営の充実

一人一人が認められ安らぎのある学級づくりを行う。生活アンケートや教育相談，アンケート QU の結果を生かして児童の実態を十分に把握し，温かい人間関係づくりに努める。

（３） 学習指導の充実

児童が「できる喜び・わかる喜び」が実感できるような授業になるように，指導方法の工夫・改善に努める。

基礎・基本の定着を図ると共に達成感や成就感を味わわせ，自尊感情を育むように努める。

（４） 縦割り班活動の実施

清掃活動，運動会等における縦割り班活動を通して，他者と関わる体験を重ね，より良い人間関係を構築する能力の素地を養う。

（５） 教育相談の充実

毎学期，教育相談週間を設定して，児童一人一人とじっくりと話すことで児童理解に努め，安心できる環境づくりにつなげる。

（６） 情報モラル教育の充実

個人情報の保護，情報機器の正しい使い方についての指導を児童の発達段階に応じて行う。情報教育についての職員研修を通して，教職員の指導力の向上を図る。

５　いじめの早期発見に向けた取組

（１） 児童や保護者との信頼関係の構築

日頃の児童の見守りや学習ノートへの肯定的評価や励ましの記入等により，児童との信頼関係を深め，相談しやすい雰囲気をつくる。保護者からの相談にはしっかりと耳を傾け，迅速・誠実な対応に努める。

（２） 生活アンケートの実施

毎月，いじめに関わる項目を含んだ生活アンケートを実施し，早期発見に努める。

（３） 教育相談週間の設定

生活アンケートをもとに，毎学期，教育相談週間を設定し，一人一人の児童と直接話をして

思いをくみ取るようにする。

（４） アンケート QU の実施と活用

３年生以上で年に２回，アンケート QU を実施し，結果を検証して手立てを講ずる。

２年生は「心の健康観察」を毎朝行い、気になる児童については面談を行う。

（５） 職員研修の充実

国や県が発行しているいじめ問題対応の手引きや中部小いじめ防止基本方針を活用して，いじめ問題に対する早期発見・早期対応の共通理解を図る。

６　いじめに対する早期対応

いじめを認知した場合は，いじめを受けた児童や知らせた児童の安全を確保し，組織的に迅速かつ適切に対応する。いじめに係る行為が止んだとしても最低３か月は状況を注視する。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも３か月続いており、かつ被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認し了解を得ている状態とする。【校長判断】

（１）いじめを受けた児童への対応

① 児童や保護者からの訴え，アンケートなどからいじめが疑われたり，確認されたりした場合には，すぐに管理職に報告する。※「とりあえず一報」のイエローカードもまわす。
「いじめ防止対策委員会」を開いて対応方針を決める。【校長】

② いじめを受けた児童から個別に聞き取り等を行い，早急に事実確認をする。聞き取り等は，できるだけ複数の教員で行う。

③ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し，児童の悩みを受け止め，全力で守る姿勢を示すとともに，指導の記録を正確に残す。

④ いじめを受けた児童の保護者に対して，事実関係を正確に説明すると共に，対応や今後の取組について説明し，理解が得られるようにする。

⑤ いじめを受けた児童を守るために，事実関係を全教職員に伝えて共通認識に立ち，サポートチームを中心に解決に向けた支援を行う。

⑥ 欠席等の緊急避難的対応も視野に，学力保障のための個別支援，居場所の確保（相談室や学習室），家庭訪問による対応等，必要な対応ができる体制づくりをすすめる。

⑦ 市教育委員会に事実関係を報告する。必要に応じて，スクールカウンセラーと連携して対応する。

（２） いじめを行った児童への対応

① 個別に聞き取りを行い，事実確認をする。いじめは許さないという毅然とした指導を行い，相手の心情や自己の行為を考えさせ，二度といじめをしない決意を促す。聞き取りは，できるだけ複数の教員で対応する。

② いじめに至った背景を確認し，立ち直りの支援を行う。

③ 保護者に対して，いじめの事実と指導経過を報告するとともに，家庭と連携していじめを許さない環境づくりをすすめる。

④ 学級環境等の改善策について，「いじめ防止対策委員会」で協議し，好ましい人間関係をはぐくむための指導方法の改善を図る。

[ここに入力]

⑤ 学習指導の見直しや授業改善を図りながら，児童が充実した学校生活ができるように改善を図る。

（３） 周囲にいた児童への対応

① 「はやしたてる」など同調していた児童に対しては，その行為がいじめに荷担することと同等の行為であることが理解できるように説明する。二度と同じような行為をしない決意を促す。

② 周囲にいた児童に対しては，たとえいじめをやめさせることができなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また，保護者に対しても，事案の概要と指導した内容を伝え，家庭と連携していじめを許さない環境づくりをすすめる。

7　重大事態への対処

（１） いじめが次のような事態の場合には，重大事態として直ちに，出雲市教育委員会に報告するとともに出雲市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

① 児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

・児童が自死を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合

・精神性の疾患を発症した場合　　・金品等に重大な被害を被った場合　など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

・年間の欠席が３０日程度以上の場合

・一定期間連続して欠席している場合には，日数に関わらず適切に判断する。

③ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合

※「いじめ」という言葉を使わない場合でも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（２） 重大事態の報告

① 出雲市教育委員会への報告

すぐに出雲市教育委員会へ報告し，必要な指導・支援を受ける。

② 出雲警察署への連絡，相談

いじめが犯罪行為として認められる場合には，出雲市教育委員会と相談のうえ，警察に連絡する。

加害児童に対して指導を行っているにもかかわらず，十分な成果を上げることが困難であると考えられる場合，出雲市教育委員会と相談のうえ，警察に相談して対処する。

いじめ問題解決のための対応フロー図（重大事態発生時）

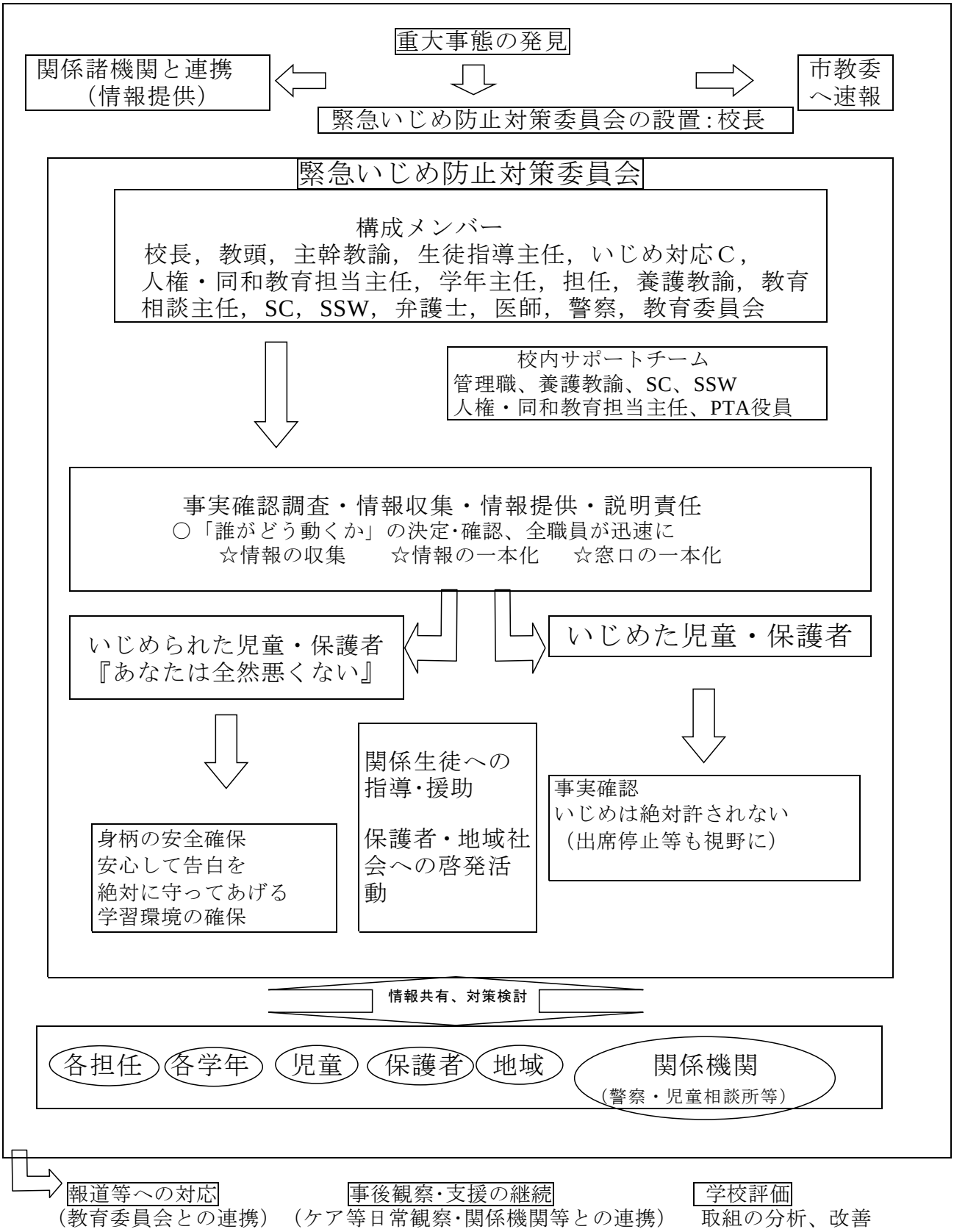

※　重大事態が発覚した時点で，緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ【校長】，組織的に対応する。同時に校内にサポートチームを立ち上げ，一般児童等のメンタルヘルス･ケア等を行い，全校児童の不安を解消させる。

[ここに入力]